

雑種地に係る固定資産税の緩和措置延長について

平成30年度から令和5年度は雑種地のうち、近傍宅地に比準する雑種地の評価割合については緩和措置を適用し、令和6年度からは緩和措置を終了する予定でした。しかし、物価高騰など経済的な社会への影響を考慮し、1年間緩和措置を延長いたします。次の雑種地比準表のとおり評価割合を適用して税額を算出します。

なお、資材置き場を畑にしたなど、利用の現況を変更した場合は現地調査を行うため、令和5年12月末までに税務課までご連絡ください。

雑種地比準表	種別（利用の現況）	評価割合	
		平成30年度から令和6年度まで	令和7年度以降
	(1)全天候型テニスコート	20%	60%
	(2)舗装駐車場	13%	40%
	(3)クレーテニスコート	11%	35%
	(4)未舗装駐車場	10%	30%
	(5)資材置き場・変電所	10%	30%
	(6)太陽光発電施設用地	10%	30%
	(7)グラウンド・サッカー場	10%	30%
	(8)ゴルフ練習場	8%	25%
	(9)レジャー施設用地等	6%	20%
	(10)公園	5%	15%
	(11)私道	3%	10%

問合せ先
 忍野村役場税務課固定資産担当
 〒401-0592
 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514 番地
 電話(0555)84-3111 (代) 内線 279
 (0555)84-7797 (直)
 FAX(0555)84-3717
 URL <http://www.vill.oshino.lg.jp>